

# 法教育

法教育

センターニュース

No. 15

2013年10月31日

第15号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

横浜弁護士会  
会長 仁平 信哉

### ～サマースクールの熱気～

去る平成25年8月2日、横浜弁護士会の主催、横浜地方裁判所・横浜地方検察庁の共催の形で、サマースクールが開かれました。

サマースクールは、横浜弁護士会法教育委員会が中心となり行われる当会の夏の一大イベントです。神奈川県内に在住・通学する中学生・高校生が参加し、裁判所や検察庁の職場見学、座談会、実際の法廷を使用した模擬裁判などが行われました。

サマースクールの開校にあたり、冒頭に横浜弁護士会会長としての挨拶があるとのことで、私は、朝9時過ぎに、会場である横浜市開港記念会館へと出向きました。そこには、既に、たくさんの中学生・高校生たちが集合していて、少し緊張した面持ちながら、楽しそうに開校を待っていました。その周りには、準備に余念がない法教育委員会の委員が多数集まっています。

法教育委員会は、昨年11月から準備を始め、裁判所・検察庁との打ち合わせや模擬裁判の記録の作成など数多くの作業を積み重ねて当日を迎えています。サマースクールなどの法教育に関する当会の活動は、



日々の弁護士業務と直結するようなものではなく、まさに法教育委員会の委員をはじめとする会員の熱意に支えられているものであり、この場を借りて御礼を申し上げます。

ところで、私が弁護士登録した数十年前には、「法教育」という言葉は、弁護士なら誰もが知っているというようなものではありませんでした。法教育が今のように注目されるに至ったのは、司法制度改革の中で、司法の国民的基盤の強化が提唱され、それとの関係で、教育関係者のみならず法曹関係者までもが、司法に関する国民の学習機会の充実に積極的な役割を果たすべきであるとされたことによるところが大きいといわれています。司法制度改革の評価については、様々な考え方があることは承知しておりますが、法教育の重要性に関しては、否定的な意見を目にしたことは無いように思います。

社会が複雑化し、紛争がごく身近なものとなっている現代においては、市民にとっての司法の重要性は必然的に高まりますので、法教育が重視されるのは、いわば当然の帰結といえます。

そうした追い風の中で、当会の法教育委員会は発展し、現在では、毎回、多数の委員が出席し、柔軟で活発な意見交換と方針決定がなされています。

今年のサマースクールで私が感じた熱気は、参加した中学生・高校生たちの若い好奇心にあふれる熱気だけでなく、それを支える法教育委員会の委員の会務活動に関する熱気でもありました。そうした数多くの熱気が、これからも末永く続くことを願ってやみません。

# 法教育 Summer 2013 School サマースクール

平成25年8月2日、サマースクール2013が開催されました。

サマースクールとは、中高生に法教育をより身近に感じてもらうため、法教育委員会が毎年夏に実施しているイベントです。神奈川県内の中高生を対象としており、今年は45名の生徒が参加しました。その中には、実家が神奈川県内にあり、県外の学校に通っていて、夏休みの帰省時期を利用して参加した生徒もいました。

今年で7回目の開催となりましたが、一昨年から引き続き、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁に共催していただくことができました。メイン会場は、例年横浜弁護士会館を使用していましたが、今年は改装工事中であったため、横浜市開港記念会館を使用しました。

午前は、生徒達を2つのグループに分け、一方のグループは法曹三者による座談会に参加し、もう一方のグループは裁判所及び検察庁の施設を見学しました。座談会では、裁判官、検察官、弁護士が一堂に会して、生徒達と同じテーブルにつき、それぞれの仕事や職業、そして裏話などをざっくばらんに話しました。内容はオフレコな部分もあり詳細は書けませんが、ここでしか聞けない話を聞くことができ、生徒達にはとても貴重な経験になったと思います。施設見学では、検察庁の取調室や裁判所の評議室などを見学しました。普段入る機会のない場所ということもあってか、若干緊張している様子もありましたが、非常に興味深い様子で施設を回っていました。

午後は、横浜地方裁判所の法廷を使い、模擬裁判を行いました。生徒達は裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれ、シナリオに沿って各自の役を演じました。

模擬裁判では、現住建造物放火未遂罪で起訴された被告人が犯人であるかどうか争点になっていました。生徒達は、初めて模擬裁判を行うということでしたが、そうとは思えないほど堂々と各自の役を演じていました。

その後、開港記念会館に戻り、生徒達3～5人を1班とし、班ごとに模擬裁判で扱った事件の争点について評議を行いました。各班には弁護士が担任や副担任として2～3名ずつ付き、評議の進行をサポートしました。

生徒達は、初対面とは思えないほど積極的に発言し、また、自分と異なる意見にもきちんと耳を傾けて、真剣に検討していました。評議には1時間ほどの時間が取られ、結論としては被告人を犯人とする意見が大半を占めました。生徒達からは、自分とは違う意見を聞いて、かなり考えさせられたという意見も多く出ており、どの班でも熱心な議論が交わされた末に結論が導き出されたようでした。

今年は、テレビ局2社、新聞社4社の計6社の取材があり、これら全てのメディアで報道されました。これだけ多くのメディアにサマースクールを取り上げられたのは初めてのことであり、大変励みになる結果でした。来年以降もこのように取り上げていただけるよう、今後も内容を充実させていきたいと考えております。

最後になりましたが、今年も多くの関係者の方々に多大なご協力をいただき、大変盛り上がりました。この場を借りて御礼申し上げます。

(法教育委員会委員 伊藤 真哉)



## 生徒の声



◎模擬裁判では多くの証拠があったので、その後の評議では、様々な証拠の見方をする人がいて、被告人を有罪と考える人も、無罪と考える人もいました。本当の裁判なら被告人の人生がかかっているの、責任重大だと感じました。でも、自分はそんな責任感がある仕事に就きたいと思いました。

(高1・男子)

◎今まで行ったことがなかった検察庁や裁判所に行き、証拠品を見たり、実際の法廷で模擬裁判をすることができたので、非常に楽しかったです。また、

模擬裁判後の評議を通じて、他人の意見を聞いて話し合うことの難しさや自分で考えることの楽しさを学びました。今日の貴重な体験を将来に活かしたいです。

(高2・女子)

◎座談会では初めて本物の裁判官・検察官・弁護士に会うことができ、とても嬉しかったです。私の質問にもみなさん真剣に答えてくれましたし、気軽に話せる雰囲気があったので、親近感がわきました。話の内容も面白く、随分と印象が変わりました。ありがとうございました。

(中1・女子)

◎模擬裁判で、本物の法服を着て、センター(裁判長)を務めたことが一番印象に残りました。今度は本物の裁判を傍聴して、今日の模擬裁判で学んだことを思い出して判決を考えてみたり、模擬裁判との違いを見つけたりして、たくさんの経験ができたらいいなと思いました。

(中3・男子)



# 模擬裁判選手権

## 湘南白百合7連覇

平成25年8月3日、第7回高校生模擬裁判選手権関東大会が開催されました。

神奈川県からは湘南白百合学園高等学校が出場し、支援弁護士として堤直史会員、小林有人会員、私の3名が横浜弁護士会法教育委員会から派遣されました。

関東大会には、湘南白百合学園を含め8校が参加しました。各校が、東京地方裁判所1階の大法廷において、検察側、弁護側に分かれて2試合を行いました。

今年の教材は、息子が父親の後頭部をガラス製灰皿で殴り死亡させた、という殺人事件でした。現場は自宅、凶器となった灰皿には息子の指紋があり、犯行推定時刻に自宅前路上で息子の声を聞いたという隣家住人の証言があります。しかし、息子はアリバイを主張し犯行を否認します。検察側・弁護側それぞれが、証拠を丁寧に検討し、自分たちの主張を時間内に分かり易く伝えるために工夫が必要でした。

湘南白百合学園からは10名の生徒が参加し、春頃から準備を始め、6月から本格的に始動しました。6月以降、支援弁護士と支援検事が、湘南白百合学園を訪問し、犯罪の成立要件、刑事手続、事実認定、尋問のルール等を趣旨から説明します。生徒達は、一生懸命取り組み、冒頭陳述、尋問事項、論告・弁論を何度も書き直していました。

記録を検討する際には、犯行を頭の中で想像する

だけでなく、教室にスズランテープを張ったりガラス製灰皿を用意するなどして、犯行を再現していました。

また、刑事裁判や刑事手続を体感するために、学校を飛び出して刑事裁判を傍聴し、検察庁では証拠品保管庫や記録保管庫を見学し、また、防弾チョッキや手錠に触れたりもしました。

本番1週間前のリハーサルでは、制限時間を大幅にオーバーしてしまい、大きな修正が必要となりました。生徒達は、リハーサルの結果を活かし、証拠構造から整理し直すなど、全員が協力して仕上げていきました。

本番当日の尋問では、これまでの努力と持ち前の度胸で、落ち着いて説得力のある立証ができ、優勝を飾ることができました。生徒達が優勝に喜ぶ姿だけでなく、試合終了後に、各自が力を出し切り、ほっとして、すっきりした表情を見せてくれたことが、とても嬉しかったです。

支援弁護士を担当したことで、生徒達や、法教育に熱心な湘南白百合学園の先生方と知り合うことができました。

支援の過程では、多くの方から、貴重なご意見や応援をいただきました。本当にありがとうございました。

(法教育委員会委員 馬場 葉子)

## 裁判所での模擬和解

憲法記念日がある5月には、最高裁判所をはじめ全国各地の裁判所で憲法週間にさまざまなイベントが行われます。横浜地方裁判所においては、5月27日に「模擬和解」という市民参加型のイベントが行われました。

模擬裁判ではなく「模擬和解」なのです。そもそも裁判所の仕事は法律を用いて社会の中のトラブルを解消することです。裁判所がトラブルを解消するというと、テレビドラマのような「判決を下す」ことが頭に浮かぶかもしれませんが、実際には裁判官が白黒つける判決だけが解決方法ではありません。

例えば貸したお金を返して欲しいといった民事裁判では、裁判官が両当事者の間に立って、話し合いをして、両当事者がお互いに少しずつ歩み寄って（これを「互譲」といいます。）合意して解決するという方法が多くとられます。この互譲して合意するという解決の方法を「和解」といいます。模擬和解は、参加者が原告、被告、裁判官になりきって、この互

譲して合意する過程を体験するイベントです。当日は、横浜地方裁判所の若手裁判官と横浜弁護士会法教育委員会に所属する若手弁護士とがサポート役にまわり、参加された約50名の市民の方々と、どうやって紛争を解決するのか、どういう条件で合意をするのがもっとも良いのかを検討しました。

社会のトラブルを解決するには自分の主張を述べるだけではなく、相手の意見にも耳を傾けることが求められます。自分が自分自身のことを大切にしたいと思うのと同じように、相手も相手自身のことを大切にしたいと思うものだからです。そしてこの「ひとは誰もがかけがえのない存在として尊重される」ということこそ、日本国憲法の根底にある「個人の尊厳」という考え方でもあるのです。

憲法週間に「模擬和解」、実はとっても理に適ったイベントなのです。

(法教育委員会委員 飯田 学史)

# 神奈川大学教員免許状更新講習

2013年8月7日から9日の3日間、神奈川大学において教員免許状更新講習があり、横浜弁護士会法教育委員会から委員を派遣しました。

法教育を学校で実施するうえで、学校教員がその担い手になる流れは必然といえます。そのため近時は、教員向けの法教育研修会が各地で開催され始めています。

教員免許状更新講習は2009年度から導入された新しい制度で、10年間で有効の教員免許を更新するためには、原則としてこの講習を受講する必要があります。教員に対して法教育の意義や内容を伝える場としてこの講習会を利

用する動きが各地で始まっていますが、合計30時間の所定時間のうち3ないし6時間を法教育に充てるのが一般です。これに対し、今回の神奈川大学の講習プログラムは、18時間（3日間）を法教育に充てた大掛かりなものであり、全国的にも例を見ない取り組みでした。

講習では、初日に学級・学校にあるルールの見直し、2日目に学級でのリーダーの選び方、3日目に学校における紛争解決をテーマに取り上げました。2日目の「リーダーの選び方」を例にその一端を紹介すると、身近なリーダーの選出を通じて、受講者に社会契約と立憲主義を考えてもらうのがその狙いです。人が社会を形成する意義、社会がリーダーを必要とする理由、リーダーの権威と権限の範囲などを、子どものころから意識して実践を繰り返すことは、立憲民主主義社会の維持・発展に寄与することでしょう。

受講した教員は、私の法教育とリーダーに関する講義のあと、4～6名のグループで法教育の視点から学校生活を振り返りました。法教育が特別な教育ではなく、身近な生活の中で考え実践するものであることを伝えることができたように思われます。このグループワークには法教育委員会の委員7名が助言者として参加しました。

今回の講習会には、幼稚園から高校までの幅広い校種から参加がありました。グループワークは校種ごとで実施し、各グループの議論を全体で共有したことから、発達段階に応じた違いが浮き彫りになるとともに、幼稚園での取り組みが小・中学校を通じて高校に引き継がれていく過程が一覧でき、参加者にとって、また法教育に携わる私たち弁護士にとって大変参考になりました。

このような講習会を企画された神奈川大学に感謝するとともに、次年度は、今年の成果を生かしたよりよい講習会にしていきたいと考えています。

(法教育委員会委員長 村松 剛)

i

横浜弁護士会

## 法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●● こんなことを頼めます… ●●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会内  
横浜弁護士会法教育センター  
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718  
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

## ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

横浜弁護士会ホームページ

(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス!

編集  
後記

優秀な後輩が続々と広報部に配属になったおかげで、のほほんとしていてもいつの間にかセンターニュースが完成しています。このような状況で編集委員を名乗って良いのか非常に疑問ですが、広報部の温かさや楽しさが無くなってしまったら味気ない弁護士生活になってしまうので、形だけでも編集委員を名乗らせてもらえれば幸いです。(田丸 明子)



河野 隆行 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子 江塚 正二	服部 知之
村上 貴久 押田 美緒	細貝 嘉満
大木 秀一郎	